

## 仕 様 書

### 1 目的

福山市役所本庁舎（以下「庁舎」という。）において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく害虫の防御・駆除を行い、庁舎内における衛生的な環境の確保を図ることを目的とする。

### 2 一般事項

(1) この仕様書は、庁内の害虫駆除のための大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないことはもちろん、実施に当たりすべての事項について係員の指示に従い、誠実に実施するものとする。また、実施に当たり防災センターと綿密な連携を図ること。

(2) 実施に当たっては、建築物における維持管理マニュアルについて（平成20年1月25日厚生労働省 健衛発第125001号）の趣旨を踏まえて施工を行うこと。

(3) この仕様書でいう害虫とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条の4に定める動物をいう。

(4) この入札に参加できる者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物ねずみ昆虫防除業の登録を有する業者であること。

また、作業時に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第3号イ又はロに掲げる過程を修了した監督者を配置し、かつ、作業従事者については、原則として、同条第4号に掲げる研修を修了した者を配置することができる業者であること。（ペストコントロール協会 1級技術者程度）

(5) 防除作業後、作業実施報告書（作業の日時、施工箇所、使用薬剤名、薬剤の使用量、所見等を記載したもの）を2部提出すること。

### 3 業務内容

#### (1) 害虫の駆除・防除

庁舎内（別紙図面参照：約36,622㎡）の害虫の駆除及び防除を行う。また、必要な箇所に薬剤の散布、残留処理、毒餌処理等を行うこと。

その内容は、害虫の発生の可能性が高い箇所（各階トイレ、各階湯沸室、売店、地下のごみ集積所、湧水槽及び汚水槽など）については定期的に、その他の箇所については、(2)に定めるモニタリング調査等の結果に基づき係員が指示する箇所に薬剤散布を行うこと。

(2) モニタリング調査等

害虫の発生場所、生息場所及び侵入経路並びに害虫による被害状況については、統一的調査を年2回実施すること。また、その調査結果を記載した報告書（各トラップごとに、トラップの配置場所、捕獲した害虫の種類、数量が分かるもの）を調査後、速やかに2部提出すること。

ア 歩行性昆虫トラップ、ねずみトラップ（ねずみ用無毒餌調査）を庁舎内に配置すること。配置に当たっては、最も効果的なポイントを係員と協議の上選択すること。（図面参照）

イ マンホール等については、チョウバエ類・カ類の発生する可能性が高いため、目視により調査を行うこと。

ウ 実施時期

第1回目 2026年（令和8年）7月1日（水）～7月15日（水）

【7月22日（水）までに、モニタリング調査結果を提出した後、  
8月1日（土）の実施日に駆除・防除処理する箇所、範囲等の協議を行う。】

※実施時期については、変更する場合がある。

第2回目 2027年（令和9年）1～2月中に2週間程度

#### 4 施工方法及び時期等

施工方法、実施時期等については、次のとおりとし、防除作業終了後、施工箇所について目視するか必要に応じて、トラップ等を再度配置して害虫の生息調査を実施すること。ただし、実施時期については、変更する場合がある。

施工箇所	対象種	処理方法	実施時期等
各階トイレ（地階を除く）、各階湯沸室、各課のごみ箱及び冷蔵庫周辺	ゴキブリ、ハエ、蚊等	次に掲げる方法を係員と協議の上、最も効果的な方法を選択して行うこととする。 (空間処理) 薬剤を噴霧器(ミスト、ULV機)で均一に噴霧する。 (残留処理) 薬剤を害虫生息、活動場所に乳剤等を用いた処理を行うものとする。 (毒餌処理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8月1日(土)</li> <li>・ 第2回目のモニタリング調査の結果を受けて、市の指定する日時に実施</li> <li>・ 上記に加えて、害虫の発生した場合及びそのおそれがある場合に係員と協議の上、随時実施する。</li> </ul>
売店、トイレ（地階）、地下のごみ集積所、地下湧水槽、汚水槽	ゴキブリ、ハエ、蚊、鼠等	上記の方法に準じて行うこととする。また、汚水槽については殺虫プレートを懸垂する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8月1日(土)、10月、12月、1月</li> <li>・ 上記に加えて、害虫の発生した場合及びそのおそれがある場合に係員と協議の上、随時実施する。</li> </ul>
庁舎内外の必要な箇所（モニタリング調査の結果を受けて、実施箇所を指定する。）	ゴキブリ、ハエ、蚊等	上記の方法に準じて行うこととする。また、モニタリング調査結果でゴキブリ、ねずみ等の害虫が捕獲された場合、基本的には当該スペース及びその周辺で害虫の動線となっている部分へ、残留処理等、最も効果的な処理を行うこととする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回目のモニタリング調査の結果、必要に応じて8月1日(土)に実施</li> <li>・ 第2回目のモニタリング調査の結果を受けて、市の指定する日時に実施</li> <li>・ 上記に加えて、害虫が発生した場合及びそのおそれがある場合に係員と協議の上、随時実施する。</li> </ul>

## 5 業務実施計画

モニタリング調査、防除作業等を実施するに当たり、業務実施計画をあらかじめ提出し、係員と協議の上、承認を得て行うこと。特に、防除作業等については、使用薬剤、施工箇所、処理方法、作業スケジュール等について事前に係員と協議すること。なお、協議の結果、あらかじめ提出された業務実施計画に変更が生じた場合は、再度業務実施計画を提出すること。

## 6 使用する薬剤について

### (1) 一般的事項

防除作業に際し、殺虫剤を使用する場合には、以下の点に留意すること。

- ア 薬事法（昭和35年法律第145号）の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。
- イ 低臭性低毒性のものを感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の基準に従い、最も効率的で低価な薬剤を使用すること。
- ウ 作業終了後は、庁舎の使用者又は利用者の安全確保の徹底を図ること。

### (2) 使用例

薬剤については、原則として、次の薬剤を使用するものとする。また、受託者は、別の薬剤を使用する場合は、本業務の目的を十分に考慮し、適切な薬剤を適切な方法で使用し、十分な効果が得られるように務めなければならない。その場合、係員とあらかじめ、協議するものとする。

- ア 発生源（地下汚水槽及び湧水槽を除く。）に対しては、エクスマン水性乳剤2～4倍液を適量空中散布（ULV施行）し、さらに水性ゴキラート乳剤「ES」20倍液を壁面立ちあがり部分に適量噴霧（残留処理）すること。また、売店、湯沸室、地下のごみ集積所及びその他の必要とする場所については、さらに食毒剤処理を行い、使用薬剤の有効期限を目安に定期的に交換すること。
- イ 地下汚水槽及び湧水槽の害虫駆除に対しては、スミチオンNP-FL「ES」50倍液乳剤を適量散布及びムース機を使用し昆虫制御剤を適量散布し、エクスマン水性乳剤を適量空中散布すること。また、殺虫プレートを、各水槽ごとに必要な枚数を吊り下げ、有効期限の範囲内で定期的に交換すること。
- ウ 害虫類に対する緊急薬剤は、ヒドラメチルノン15%ジェル製剤を必要な箇所に塗布し、エクスマン水性乳剤（ULV施工）を噴霧し、水性サフロチン乳剤「ES」を散布する。
- エ 鼠族に対する緊急薬剤は、ワルファリン0.1%のブロック餌とクマラトラリル0.75%添着用殺鼠剤を床に設置する。

## 7 作業上の留意点

作業に当たっては、次の点に十分配慮の上、実施するものとする。

#### (1) 施工上の注意点

- ア 飲食物、植物、精密機械機具、電気機器、医療器具、図書、プラスチック製品など、薬剤により動植物に危害を及ぼしたり、精密機械等の機能劣化、変質を生じたりするようなものには、薬剤などが付着しないように十分に注意すること。必要に応じ、ビニールシートによる養生処理等の対策を行うこと。
- イ 電気設備付近での作業は、防除機器が設備に接触しないように注意するとともに、配電盤とコンセントには液状の噴霧処理をしないこと。
- ウ 薬剤の搬入、調合及び保管については、薬剤が外部に流出しないよう適切な処置を講ずること。
- エ 作業終了後は、速やかに養生撤去処理を行い、使用機器、害虫の死屍等を回収、撤去すること。
- オ 使用後の薬剤容器は、残液を多量の水で洗浄した後、施行業者の責任において、処分すること。
- カ 作業従事者には、適切な防護具を使用させる等、作業従事者の安全管理に努めること。

#### (2) 庁舎管理上の留意点

- ア 作業実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故の発生することのないよう十分注意すること。
- イ 薬剤散布後、安全が確かめられるまで入室を禁じる等、事務室利用を制限すること。
- ウ 作業終了後には、移動した机、イス等の物品を元に戻すこと。
- エ 作業に当たり、各室等の鍵を借りたときは、その管理を厳正に行うとともに、作業が完了したときは、その報告書とともに遅滞なく鍵を返還すること。
- オ 作業員は、作業に当たり防除業務に専念し、必要以外の場所に立ち入ることや、みだりに、書類に手を触れる等必要以外の行為をしないこと。

#### 8 汚染防止

薬剤の使用に当たっては、書類、器物、衣類等を汚染しないよう特に留意すること。

#### 9 火災盗難防止

業務の実施に当たっては、各室の鍵の授受を明らかにし、火災盗難の防止に留意し、業務終了後は、出入口等の施錠を行い、係員に確実に申し送ること。

#### 10 後片付け

業務終了後は、移動したものを元へ戻し、整理整頓すること。

#### 11 破損個所の報告

業務の実施に当たって、建物、工作物、物品等を破損したとき、又は破損箇所を発見したときは、直ちに係員に報告すること。

#### 12 業務用被服

業務に従事する者は、清潔な専用被服を着用し、害虫の駆除及びモニタリング調査中である旨の表示を行い、来庁者や職員に不快感を与えないよう十分注意すること。

#### 13 実施の確認

業務終了後に次のとおり確認を受けること。

##### (1) 業務終了直後の確認

係員の検査を受け、業務実施計画書に実施済の確認印を受けること。

##### (2) 一定期間後の確認

業務終了直後の確認日から30日以内に効果の確認を受け、駆除効果の少ないときは契約書第16条第3項によって手直しすること。

#### 14 その他注意事項

(1) 薬剤、器具等は、引火性、発火性の強い製品を使用しないこと。

(2) 温湿度調整等をしている室については、扉、窓等の開閉は、係員の指示に従うこと。

(3) 作業に当たり、防災センターで防災盤火災報知機関係のスイッチを入り切りするため、十分な連携をとること。

(4) 作業区域への立ち入り禁止等の処置を立札等で行うこと。

(5) ULV等の薬剤を使用する場合は、立会者に必要なもの（防毒マスク等）を用意すること。

(6) 業務上知り得た秘密、個人情報等を他人に漏らさないこと。契約期間終了後も同様とする。